毎週火・金曜日発行

平成 30 年 3月30日 (金曜日)

学校事務長」を

「下関工科高等学校事務長」に改め、

- 所長の

職務」

を

山口ゆめ花博推進室長一消防防災航空センター

の所

職長

務職

に

農農農農農 林林林林林 事事事事事

事務所音産部に関する。

病興の職職

務

及び

長府高等学校事務長」を削り、

水産事務所次長の職務に限る。長の職務

副課長の職務」、

防府西高等学校事務長\_

「下関中央工業高等学校事務長、

同表六級の項中

「消防防災航空セ

下関工業高等

目 次

○人委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…… 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……… 特殊勤務手当の支給に関する規則の 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一 一部を改正する規則………… 部を改正する規則…………

ここに公布する 等級別基準職務表に 掲げ る職務と同程度 の職務に関する規則 0 一部を改正する規則を

山

平成三十年三月三十日

山  $\Box$ 県 人 事 委 員 会

#### 山 :口県人事委員会規則第三号

則等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の 職務に関す る規則 0) 部を改正する規

事委員会規則第二十三号) 級別基準職務表に掲げ 0) る職務と同程度の職務に関する規則 部を次のように改正する。 (平成) 一十八年山 県

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表四級の項 单 水産事務で 所所 次森長林 の部 職流 務域

管理

府室

タ

性室職務務 鑑長務 定 電 職 を 職 務 0 職 務

を

「農林水産事務所、副部長の職務 農林水産事務所、副部長の職務 農林水産事務所、副部長の職務 農林水産事務所、副部長の職務 事務所、副部長の職務 電長の職務 を宣長の職務 を宣長の職務 を宣長の職務 の職務 を宣長の職務 を宣長の職務 の職務 を宣長の職務

0

職 務

に改

め

水水産産

事事

の職 職務 長府高等学校事務長」を削り、 務 (防府水産事務所次長の職務を除く。 「下関中央工業高等学校事務長、 に改め、 同表七級の項中 防府西高等学校事

級の項中 長の職務」 長 務務 高等学校事務長」を「下関工科高等学校事務長」 所長 及び 長の を 教育次長の職務」 下関農林事務所長の「農林水産事務所長の を削 ŋ 職職 務務 同表九級の項中 に改め、 「博物館長の職務」 を削り、 「農林事務所 下関工 同 .; 業 務

部知 局事 Ó 事務 会計管理局長の職 本庁部長の職務

を

の事務部局 部知 局事 Ó 事 務 本庁部長の職務 副教育長の職務 会計管理局長の職 務

改める。

を削る。 別表の 口 公安職給料表等級別職務区分表七級の 項中 「広域 自動車 一警ら 隊長の職 務

別表の 研 究職 給料 表等級別職 務区 公分表! 級 0 項中 博物 館主 査 0 職 務 を 博博 物物

館館主任金 のの職職 務務 (特に認めるもの) に改め、 同表五級の項

県

**外**—20) の事務部局教育委員会

部局の事務

環境保健センター

所長の職

務

美術館長の職務

物館長の職務

部局の事務

環境保健センタ 美術館長の職務 所長の職

務

に改める。

附 則

この規則は、 平 -成三十年四 |月||日 「から施行する。

平成三十年三月三十日

管理職手当に関する規則の

部を改正する規則をここに公布する。

報

山  $\Box$ 県 人 事 委 員

숲

# 山口県人事委員会規則第四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 管理職手当に関する規則 (昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号)の一部を次の

室次長」 別表第一知事の事務部局の項中 を 山口ゆめ花博推進室長」本庁室次長 「農林事務所長」を に 水産事務所長」 下関農林事務所長「農林水産事務所長 を 「農林水産事務所 に、 「本庁 部 長

Щ

\_ 農林事務所部長 を 下関農林事務所來 農林水産事務所來 「農林水産事務所來 部次部次

長長長長 (人事委員会の定めるものを除く。 に、 農林事務所企画

林事務所企画振興室長」 林事務所副部長 産事務所企画振興室長 に改め、 水産事務所次長 (防府水産事務所次長を除く。

を削

ŋ

徴収監」

を

徴収監

-次長

に改め、

同表議会の事務部局の項

单

|| |振興室長| |

人事委員会の定めるものに限る。

を

下下農農 関関林林 農農水水

平成三十年三月三十

山口県人事委員会規則第五号 特地勤務手当等に関する規則 の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則 (昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を

次のように改正する。

別 表 第 一 中				
周南警察署大津島警察官駐在所	柳井警察署油田警察官駐在所	岩国警察署宇佐郷警察官駐在所	岩国警察署深須警察官駐在所	
地				

を

		$\neg$
柳井警察署油田警察官駐在所	岩国警察署宇佐郷警察官駐在所	岩国警察署深須警察官駐在所
	-	
	級	
	地	

に改める。

課長 秘書室長

を

種

を

秘書室長 政務企画室長 五種 種

に改め、

同表教育委員

課長

会の事務部局の項中 「教育次長」 を 「副教育長」に改め、 「博物館長」を削

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

附 則

特地勤務手当等に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

山  $\Box$ 県 人 事 委 員 会

口

報

附 則 周南警察署大津島警察官駐在所

級

地

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

Ш  $\Box$ 県 人 事 委 員 会

# 山口県人事委員会規則第六号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 特殊勤務手当の支給に関する規則 (昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の

務所又は山口県下関水産振興局」に改める。 第十五条第一項第一号ホ中「山口県下関水産振興局又は水産事務所」を「農林水産事

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Ш  $\Box$ 県 人 事 委 員

会

# 山口県人事委員会規則第七号

山

平成三十年三月三十日

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 職員の退職管理に関する規則(平成二十八年山口県人事委員会規則第十一号) の一部

第六条第三号中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第十四条第十二号中「第九条第一項に規定する局次長、 に改め、 「同条第三項に規定する」の下に「局次長、」を加える。 同条第二項」を「第九条第二

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 山口県人事委員会規則第八号

平成三十年三月三十日

Ш  $\Box$ 

県 人 事

委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)

0)

監査室」及び「及び団体指導室」を削り、 長」を「山口ゆめ花博推進室の室長」に改め、 推進班長」に、「主査及び主任」を「主査」に、 別表知事の事務部局の項中「調整監、」を削り、 「地域安心・安全推進室、」、「、指導 「山口ゆめ花博推進室の室長及び室次 「営繕班長」を「施設マネジメント

健 健 康 康 福 福 祉 祉 セ セ ンタ 1 所長 所長 次長 次長 部長 部長 副部長 副部長 総務課長 に を

農 林 事 務 所 を

ン

夕

農 林 水 産 事 務 所 に

下 水 関 産 水 事 産 振 務 興 所 局 所長 局長 次長 次長 総務課長 総務課長 を

関 関 水 農 産 林 振 事 興 務 局 所 局長 所長 次長 次長 総務課長 部長 副部長 総務課長 に改め、

下

下

同 表

担当のものに限る。)及び管理主事 ものを除く。)、主任 幹、主査、主任(職員定数担当のものに限る。)及び管理主事」を「主査(経理担当の 教育委員会の事務局等の項中「教育次長」を「副教育長」に、 (職員定数担当のものに限る。)及び管理主事」に改める。 高校教育課(管理班に限る。)の教育調整監、主 「主査、 主任(職員定数

附 則